

日銀業第199号  
2024年4月16日

取 扱 機 関  
取りまとめ参加者 御中  
中途換金取りまとめ参加者

日 本 銀 行

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」の一部改正に関する件

日本銀行と当座勘定取引のない金融機関等であって、国債関係事務についての日本銀行金融ネットワークシステム（以下「日銀ネット」といいます。）の利用を行っていない者による新規に発行される国債（国債振替決済制度において取扱うものに限り、）にかかる払込金の払込みについて、日本銀行が承認した他の金融機関等が日銀ネットを利用して代行して払込むことを可能とすること等に伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2024年4月23日から実施することとしましたので、通知します。

<本件に関する照会先>

日本銀行業務局総務課営業・国債業務企画グループ

上山（03-3664-4336）、山本（03-3277-1174）

以 上

「個人向け国債の事務取扱いに関する細則」中一部改正

- 4. (1) ロ、を横線のとおり改める。

ロ、払込者が日銀ネットの利用金融機関等でない場合

発行日の前営業日の午後1時まで、「国債払込金額等通知書」([参考2]2.)  
および「国債振替決済新規記録事項等通知書」([参考2]3.)<sup>(注1)</sup><sup>(注2)</sup>を個人向け  
国債取扱店に提出して下さい。

(注1) 払込者が代行払込依頼者である場合には、代行払込方法は原則として代行払込を指定  
して下さい。

(注2) 略(不変)

- [参考2]3. を次のとおり改める(全面改正)。

業務処理区分  
725304

# 国債振替決済新規記録事項等通知書

(提出日) 6.5.14

日本銀行  
( ○○支店 ) 御中

↑  
本店の場合には「業務局」と記入

(払込者)

□□証券株式会社

払込者コード

0888

銘 柄		発行方法コード	発 行 日		参 加 者 (払込者が参加者でない場合に記入)	
個人向け利付国庫債券 (変動・10年) 第169回		3 1	年 0 6	月 0 5	日 1 5	△△ 銀行
銘柄コード	J P 1 1 1 1 6 9 1 Q 5 4					振込参加者コード 0290
代行払込方法 (太枠内に○を記入)	代金払込方法 コード	代行払込先 (代金払込方法が代行払込の場合に記入)				
<input type="checkbox"/> 小切手による払込: 4 <input checked="" type="checkbox"/> 代行払込: 5 <input type="checkbox"/> ( ): ( )	5	○○銀行本店				
		代行払込先の 金融機関等店舗コード		0020100		
種 別 [種別名なしの種別以外の 場合に記入]	種別コード	口 座 区 分 (太枠内に○を記入)		口座区分コード	額 面 金 額	
		<input checked="" type="checkbox"/> 自己口Ⅰ:01 <input type="checkbox"/> 預り口:11	<input type="checkbox"/> 自己口Ⅲ:03	0 1	円 3,195,410,000	
		<input type="checkbox"/> 自己口Ⅰ:01 <input type="checkbox"/> 預り口:11	<input type="checkbox"/> 自己口Ⅲ:03		以下余白	
		<input type="checkbox"/> 自己口Ⅰ:01 <input type="checkbox"/> 預り口:11	<input type="checkbox"/> 自己口Ⅲ:03			
		<input type="checkbox"/> 自己口Ⅰ:01 <input type="checkbox"/> 預り口:11	<input type="checkbox"/> 自己口Ⅲ:03			
		<input type="checkbox"/> 自己口Ⅰ:01 <input type="checkbox"/> 預り口:11	<input type="checkbox"/> 自己口Ⅲ:03			

(注) 1. 口座区分が預り口である場合には、国債振替決済新規記録顧客口座一覧を添付する。  
2. 日本銀行では、所定の規則に基づき、日本銀行業務オンラインにより本書が提出された場合には、代表者または代表者から権限を付与された者から提出されたものとして取扱います。

受付印 (店名・日付)

--	--	--	--